2

この規則は、

公布の日から施行することとした。



平成20年

7月17日 (木曜日) 号外第3号

(◎印は、 県例規集に登載するもの

目

次

規 則

◎佐賀県税条例施行規則の一部を改正する規則

○佐賀県税条例施行規則の一部を改正する規則 (規則第六三号)

公布された規則のあらまし

ることとした。(第二条及び様式第九九号その二関係

自動車税について、

督促状と納付書兼領収書とが一体となった様式を定め

(六三・税務課)

規 則

佐賀県税条例施行規則の一 部を改正する規則をここに公布する

平成二十年七月十七日

佐賀県知事 古

Ш

康

●佐賀県規則第六十三号

佐賀県税条例施行規則の 部を改正する規則

佐賀県税条例施行規則 (昭和三十年佐賀県規則第四十号) の一部を次のよう

に改正する。

第 二条の表中

督促状

樣式第九十九号

1

第項項項 省 九第第第 十百七七 八六十十

を

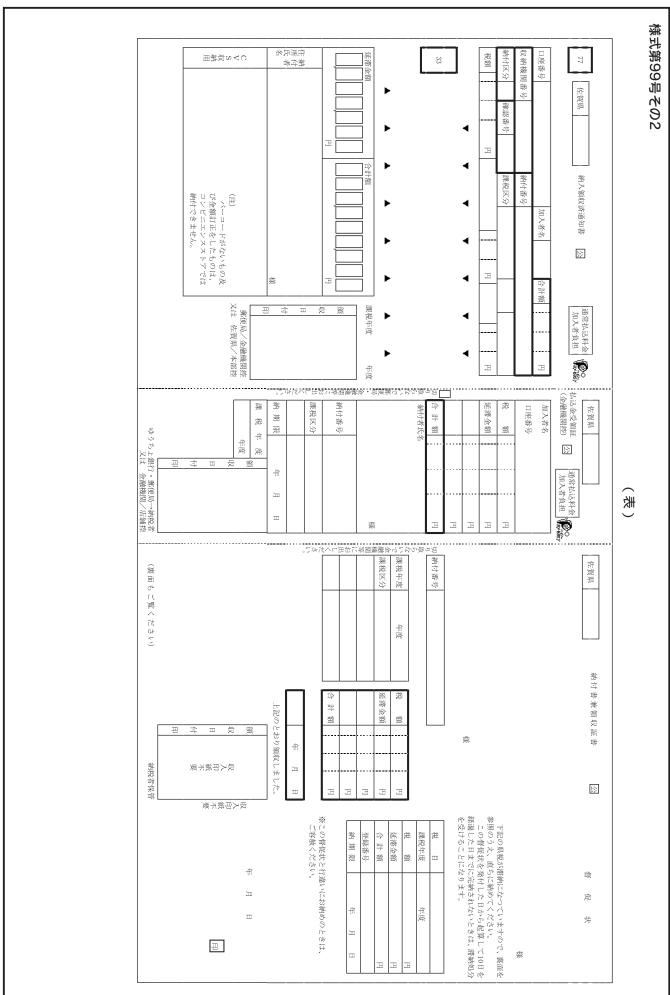
改める。

える。

の一 様式第九十九号そ の二 様式第九十九号そ 収 証 書 ・ 督促状 納付書兼領 九十八条第一項三条の六十六第一項第一 条例第百二十条の

様式第九十九号を様式第九十九号その一とし、 同様式の次に次の一 項及び第七十 (東、第七十年) 様式を加

に



附

則

この規則は、

公布の日から施行する。

(票)

	平成 20) 年 7 月17日(木)	佐賀県公報	号外第3号	4
申 込 先 佐賀県経営支援本部総務法制課購 読 料 一か年三一、二〇〇円(送料共)					
発 行 者 佐賀県知事 古 川 康平成二十年七月十七日印刷及び発行					
事 古 川 康七日印刷及び発行					
印 刷 社 ㈱佐賀印刷社発行定日 毎週火金曜日					